

決定書

第1 住民監査請求（以下「請求」という。）の概要

1 請求人

住所 （略）

氏名 （略）

2 大野城市職員措置請求書（以下「請求書」という。）の受付日

令和7年8月8日

3 請求の要旨及び事実証明書

請求人から2通の請求書が提出された。なお、以下の要旨及び事実証明書の名称は原文のとおり記載している。

(1) 1通目の請求書の要旨

令和2年4月施行の改正地方公務員法では、第3条3項3号に該当する臨時又は非常勤の職員の任用基準が厳格化されており、専門的な知識経験又は識見を有する者でなければ任用できないと規定している。法改正に伴い行政区長は任用基準を満たさなくなり、また、国・県から大野城市に対し、行政区長を特別職非常勤職員として任用することは違法である旨、複数回指導があった事実は添付した資料が示す通りである。

井本宗司市長は、本来ならば改正地方公務員法に則り特別職非常勤職員に該当しない行政区長の任用を廃止すべきところ、その事務を怠り、支出根拠のない行政区長報酬について現在まで漫然と支出決裁を行い、大野城市に対して損害を与え続けている。

以上のことから「大野城市行政区長設置規則」の改廃権者であり、行政区長任命権者である井本宗司市長の責任は明白かつ重大である。

よって、井本宗司市長に対し、本請求から過去一年間（令和6年8月から令和7年7月）に支出された行政区長報酬総額34,515,212円の損害を賠償させ、大野城市に返還させるよう措置を請求する。

(2) 2通目の請求書の要旨

令和2年4月施行の改正地方公務員法は第3条3項3号において特別職非常勤職員の任用基準を厳格化しており、行政区長を特別職非常勤職員として任用すること、また特別職非常勤職員としての報酬を支払うことは違法である旨、大野城市に対し国・県から指導を受けたことは添付した資料により明白である。

よって、井本宗司市長に対し行政区長報酬を支出させることのないよう直ちに防止する措置を請求する。

(3) 請求書に添付された事実証明書

以下のア、イ、ウは1通目の請求書及び2通目の請求書に添付され、エは1通目の請求書にのみ添付されている。

ア 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について（通知）
（平成29年6月28日総務省自治行政局公務員部長 発）⇒総務省ホームページによる

イ 福岡県による会計年度任用職員等の担当者ヒアリング（報告）のコピー⇒公文書開示請求

ウ 2019年8月27日付け福岡県市町村支援課から大野城市人事担当課宛のメールのコピー⇒公文書開示請求による

エ 大野城市行政区長報酬支給額⇒公文書開示請求による

4 請求の受理及び監査の併合

1通目の請求書及び2通目の請求書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項の規定による要件を満たしているものと認め、令和7年8月14日付けで受理した。

また、1通目の請求書及び2通目の請求書（以下これらを「本件請求」という。）は、同一の理由に基づくものであることから、併合して監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査の期間

令和7年8月14日から同年9月30日まで

2 監査対象部局

地域創造部コミュニティ文化課

3 請求人からの追加証拠書類の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定により、令和7年9月4日に追加証拠書類として、以下3点の提出を受け、同日、請求人による陳述の聴取を行った。

なお、提出を受けた追加証拠書類(1)により、請求人が1通目の請求書に記載した損害賠償請求額（令和6年8月から令和7年7月に支出された行政区長報酬総額）は、正しくは34,610,212円であることが確認された。

<追加証拠書類>

- (1) 令和7年8月18日付け7大コ共第275号「開示した公文書に関するお知らせ」の写し
- (2) 平成29年4月25日付け29大コ地第40号「大野城市行政区長設置規則廃止および大野城市行政区長制度廃止に関する請願書に対する回答について」の写し
- (3) 令和7年8月9日(土)西日本新聞記事（行政区長の報酬は「違法」 - 大野城市の団体代表が住民監査請求 - ）の写し

<請求人の陳述内容（要約）>

- ・追加証拠書類(1)により、損害賠償請求額を34,515,212円から、34,610,212円に修正する。
- ・追加証拠書類(2)により、請願提出からわずか2か月の間に、地方公務員法が改正され、また、国や県からも厳しく指摘を受けながらも、従前の行政区長制度を改めなかったのは、遵法意識の欠如あるいは善管注意義務違反として厳しく追及を受けてしかるべきである。
- ・追加証拠書類(3)、総務省マニュアル（会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル）及び全国町村会資料（非常勤職員の整理と分類につ

いて)により、地方公務員法の改正に伴う大野城市の行政区長制度に関する対応は、法の趣旨を逸脱しており、法的及び解釈上の問題がある。

- ・大野城市長が独善的な判断により行政区長制度を存続させている可能性があり、監査委員による市長への聞き取り調査及び違法な支出の差止めについて、対応を求めたい。

4 監査対象部局からの弁明書等の提出及び陳述

令和7年9月8日付け7大コ共第309号により、監査対象部局から弁明書の提出及び資料の貸与を受けた。

また、令和7年9月17日に弁明書の内容について監査対象部局による陳述の聴取を行った(地域創造部長、コミュニティ文化課長、同課共働推進担当係長及び同担当職員出席)。

5 請求人が陳述で求めた大野城市長への聞き取り調査について

地方自治法第199条第8項の規定により、監査委員は監査のため必要があると認めるときは関係人の出頭を求めること等ができることされているが、監査対象部局から提出された弁明書等を確認したところ、大野城市長への聞き取り調査は必要がないと認めたため、実施していない。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

行政区長報酬の支給に関する関係法令における規定は、次のとおりである。

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条

3 特別職は、次に掲げる職とする。

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

イ 地方自治法

（報酬等）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

5 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

ウ 大野城市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年条例第 2 号。以下「条例」という。）

（定義）			
第 2 条 この条例において「特別職の職員」とは、次に掲げる者をいう。			
（8） 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 3 号の 2 に規定する者			
（報酬）			
第 4 条 第 2 条第 2 号から第 8 号までに掲げる特別職の職員（以下「非常勤職員」という。）には、別表第 2 の区分により報酬を支給する。			
別表第 2（第 4 条関係）			
区分		報酬の額	
行政区長	均等割	月額	50,000 円
	世帯割	月額	（上限）80,000 円

エ 大野城市特別職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和 54 年規則第 27 号。以下「条例施行規則」という。）

（趣旨）	
第 1 条 この規則は、大野城市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	
（報酬の支給方法）	
第 2 条	
2 非常勤職員のうち、月額により報酬の額を定めるものの報酬は、各月ごとに、当該月の翌月の末日までに支給するものとする。	
（行政区長報酬の世帯割額）	
第 4 条 条例別表第 2 に定める行政区長の報酬の世帯割額は、別表のとおりとする。	
2 前項の世帯数は、前年度の末日現在における本市の住民基本台帳に記録されている世帯の総数とする。	

別表（第4条関係）

世帯数	報酬の額（世帯割）
～600世帯	25,000円
601世帯～800世帯	30,000円
801世帯～1,000世帯	35,000円
1,001世帯～1,200世帯	40,000円
1,201世帯～1,400世帯	45,000円
1,401世帯～1,600世帯	50,000円
1,601世帯～1,800世帯	55,000円
1,801世帯～2,000世帯	60,000円
2,001世帯～2,200世帯	65,000円
2,201世帯～2,400世帯	70,000円
2,401世帯～2,600世帯	75,000円
2,601世帯～	80,000円

オ 大野城市行政区長設置規則（昭和51年規則第29号。以下「規則」という。）

（行政区長の選任）

第3条 市長は、地域活動についての専門的な知識経験又は識見を有する者を行政区長として委嘱する。

（任期）

第4条 行政区長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の行政区長が委嘱されるまでは、行政区長への委嘱は、継続するものとする。

3 前項の場合において、後任の行政区長の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとする。

（職務）

第5条 行政区長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地域活動についての専門的な知識経験等に基づき、市政に対する助言等を行うこと。
- (2) 市民の意思を市に伝達し、もって市民の福祉の増進を図ること。
- (3) 各種調査等の取りまとめ及び報告に関すること。
- (4) 保健、福祉、環境及び安全に関し、助言等を行うこと。

- (5) コミュニティづくりに関し、助言等を行うこと。
- (6) 社会貢献表彰等の推薦に関すること。
- (7) その他市長が特に必要と認めること。

(会議)

第6条 市長は、行政区長の市政に対する助言を得ること及び行政区長への職務遂行に必要な情報の提供等を目的として、毎月1回及び市長が必要と認めるときに、行政区長会議を開催する。

(助言等の取扱い)

第7条 市長は、行政区長の助言、意見等を市政に反映するよう努めるものとする。

(身分)

第8条 行政区長は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。

(守秘義務)

第9条 行政区長は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(2) 事実関係

請求人及び監査対象部局の陳述、その他関係資料により監査委員が確認した事実は次のとおりである。

ア 地方公務員法の改正

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成29年5月17日に公布され、改正法附則第1条の規定に基づき、令和2年4月1日から地方公務員法が改正（以下「改正地方公務員法」という。）されることとなった。

総務省は、改正法の運用に関する留意事項について、平成29年6月28日付け総行公第87号・総行給第33号総務省自治行政局公務員部長通知（以下「運用通知」という。）により通知を行っている。運用通知のp.2（I 改正法の趣旨等、第1 改正法の趣旨）には、改正法の内容として、

一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであること。併せて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とするものであること。

と記されている。

また、運用通知の p.8（第2 特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用の適正確保、1 特別職非常勤職員の任用の適正確保（第3条第3項関係））には、

特別職のうち「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職」については、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うもの」に限定するものとする。これにより、当該限定された職以外の職については、当該任用根拠により任用することはできないものであること。

と記されている。

特別職非常勤職員（改正地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる職をいう。以下同じ。）の任用要件が厳格化された背景として、本来、地方公務員法の守秘義務、職務専念義務、上司の職務上の命令に従う義務などの服務等の規定が適用されるべき者が、改正前の地方公務員法第3条第3項第3号における特別職の嘱託員等として任用され、機密保持等の面で問題が生じていたことがある。

また、総務省は、運用通知の p.11 に、

改正法の運用上の留意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項について、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（仮称）を定め、別途通知することを予定していること。

と記しており、平成29年8月23日付け総行公第102号・総行給第39号・総行女第24号・総行福第191号・総行安第38号総務省自治行政局公務員部長通知（以下「準備通知」という。）において、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を通知し

ている。

なお、運用通知及び準備通知には、

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）、地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）及び改正法附則第 2 条（施行のために必要な準備等）に基づくものです。

と記されている。

イ 行政区長を特別職非常勤職員とする判断を行った理由

多くの市町村では地方公務員法が改正される前は行政区長を特別職の地方公務員として任用していた。これは、行政実例（昭和 26 年 5 月 1 日付け地自公発第 179 号公務員課長回答）において、町世話人（市と市民の連絡員としての職務を有する者）が特別職の地方公務員と考えるとされているところに由来する。

一方、改正法の運用上の留意事項等をまとめたマニュアル（第 2 版・平成 30 年 10 月）p.55 の問 2－7（地方公共団体と地区住民の連絡調整を行う「区長」など、勤務時間の把握が困難である職について、引き続き特別職非常勤職員として任用することは可能か。）には、

- 改正法により、特別職非常勤となる対象の要件が厳格化された趣旨を踏まえれば、単に勤務時間の把握が困難であるという理由のみで特別職として任用することは適当ではない。
- また、例えば、「区長」について地方公務員として任用するのであれば一般職とすべきであるが、地方公務員として任用するのではなく、文書の回覧・配布などといった業務について委託することも考えられる。

と記されている。

監査対象部局の説明によると、大野城市（以下「市」という）の行政区長は、地域住民との連絡調整という役割はあるものの、行政区長の立場で市及び市関係団体が設置する数多くの審議会等の委員に就任している現状や、規則第 5 条に規定するとおり、市政運営や地域活動についての専門的な知識経験等に基づいた多くの意見、提言が行われていることから、国が想定する区長の役割（地域住民との連絡調整を行うもの）とは異なり、市の行政区長は

改正地方公務員法第3条第3項第3号に規定する顧問、参与ないしこれらに準ずる者に該当するとのことであった。

なお、マニュアル（第2版・平成30年10月）p.53の問2-3（「顧問」、「参与」とは具体的にどのような者を指すのか。）には、

- 「顧問、参与」については、『「顧問」とは、地方公共団体の機関等に対し、…意見の陳述又は勧告をさせる等のために置かれる』ものとされ、『「参与」とは、地方公共団体等の機関に対し、…意見を述べることなどのために置かれる』とされている（「地方公務員法逐条解説Ⅱ」地方公務員月報昭和38年2月第2号p.46）
- したがって、顧問、参与とは、広く住民等に意見を陳述するものではなく、地方公共団体の機関等に対して意見を述べる者を指すと考えられる。

と記されている。

また、マニュアル（第2版・平成30年10月）p.13には、

ウ 新地方公務員法第3条第3項第3号に該当する職

新地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる職については、専門的な知識経験等を有する者が就く職であって、当該知識経験等に基づき非専務的に公務に参画する労働者性の低い職であり、助言、調査、診断等を行う職に限定されます。

法令に基づき設置されている職種等のうち新地方公務員法第3条第3項第3号に該当するものは、事務の種類ごとに以下のとおり整理されます。

該当する事務	該当する者の職種等
i) 助言	○顧問 ○参与 ○学校薬剤師（学校保健安全法第23条） ○学校評議員（学校教育法施行規則第49条）
(略)	

と記されている。

なお、最新版のマニュアルは、「会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル（令和7年8月）」に名称を変え、助言に該当する職種等に

「○評価員（土地区画整理法第 65 条）」及び「○評価員（新都市基盤整備法第 28 条）」が追記されている。

ウ 行政区長を特別職非常勤職員として任用することについて、福岡県からの直接の助言等の有無

監査をした限りにおいて、福岡県から直接の助言等を受けた回数は次の 4 回であった。なお、改正地方公務員法施行後に福岡県から助言等を受けた事実がないことを、監査対象部局が前任者を対象に調査を行って確認している。

(ア) 令和元年 8 月 23 日 ヒアリング

福岡県職員 2 名が大野城市役所を訪れ、改正地方公務員法の施行に向けた会計年度任用職員制度の準備状況等のヒアリングを行ったもの。ヒアリングの報告書には、福岡県職員より「(区長は) 国がはっきりと地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の適用による特別職非常勤職員としての任用を否定している」旨の発言があったことが記されている。

なお、当該報告書は、請求人が本件請求の事実証明書として提出を行ったものである。

(イ) 令和元年 8 月 27 日 メール

福岡県が県内各市町村に「法改正に伴う行政区長の整理について」と題したメールを送信したもので、当該メールは、福岡県が改めて総務省に行政区長の整理について確認し、総務省からの回答を周知するために送信したものであることが確認された。メールには総務省の回答として、

- 行政区長は「地元の事に詳しい」ということをもって、地公法第3条第3項第3号の「専門的な知識経験等を有する」とすることはできない。
- 行政区長について、来年度以降、地公法第3条第3項第3号を根拠に特別職非常勤職員として任用することはできないので、報酬を支払うことはできない。会計検査が入った場合には、根拠のない支出として指摘事項となる。地方公務員法違反になると言える。
- 行政区長の取扱いについては、全国統一して特別職非常勤職員としては整理できないとしているところであり、地域性を勘案して認めるという考えはない。

と記されている。

なお、当該メールの写しは、請求人が本件請求の事実証明書として提出を行ったものである。

(ウ) 令和元年10月7日 通知

令和元年10月7日付け1市町村第2037号「地方公務員法の改正に伴う特別職非常勤職員の任用及び報酬支給方法の制度是正について(通知)」により、福岡県が県内各市町村に通知したものの。当該文書には、

なお、本通知は地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

(略)

2 行政区長、公民館長及び部落駐在員について

改正後の地方公務員法第3条第3項第3号かっこ書きに該当するという解釈は認められないこと。

同じく第2号による任用も認められないこと。

と記されている。

(エ) 令和元年12月23日 協議

福岡県職員2名が大野城市役所を訪れ、市が行政区長を特別職非常勤職員と位置付ける方針であることについて協議を行ったもの。協議の報告書には、福岡県職員が市の行政区長に対する考えについて一定の理解を示すものの、「今後も行政区長を特別職非常勤職員とするこ

とを勧めることはできない。」旨の発言があったことなどが記されている。

エ 行政区長を特別職非常勤職員として任用することについて、国（総務省）からの直接の助言等の有無

監査をした限りにおいて、国から直接の助言等を受けた事実は確認されなかった（運用通知、準備通知、マニュアル等の改正地方公務員法に関する通知を除く。）。なお、改正地方公務員法施行後に国から助言等を受けた事実がないことを、監査対象部局が前任者を対象に調査を行って確認している。

オ 行政区長の委嘱と職務遂行状況

規則第3条の規定に基づき、地域活動についての専門的な知識経験又は識見を有する者に行政区長を委嘱するため、市は各区に推薦書（行政区長の推薦について）の提出を求めている。各区から提出された推薦書には、被推薦者の地域活動等に関する経歴等が記されており、市はその経歴が、地域活動についての専門的な知識経験又は識見を有する者に該当すると認められる場合に、被推薦者に行政区長を委嘱している。1通目の請求書に記された、過去一年間（令和6年8月から令和7年7月まで）の行政区長報酬支給対象者の委嘱に係る資料を確認したところ、行政区長の委嘱手続に不備は認められなかった。

また、規則第5条に規定する行政区長の職務は以下のとおり遂行されていることを確認した。

規則	実績（令和6年8月から令和7年7月まで）
第5条	<p>(1) 地域活動についての専門的な知識経験等に基づき、市政に対する助言等を行うこと。</p> <p>・市及び市関係団体が設置する37審議会等の委員に、令和6年度はのべ42人の行政区長が、令和7年度はのべ44人の行政区長が就任している。</p> <p>・規則第6条に規定する行政区長会議への出席（12回開催）。</p>
	<p>(2) 市民の意思を市に伝達し、もつて市民の福祉の増進を図ること。</p> <p>・行政区長会議や審議会等での助言、会議等以外でも、日頃から子どもの見守りや高齢者福祉など多岐に渡り各部署へ直接意見、助言を行っている。</p> <p>・市や関係団体主催のワークショップ等に参加し、市民を代表した意見・助言を行っている。</p>

<p>(3) 各種調査等の取りまとめ及び報告に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から行政区長会議や審議会等、また市政に対する助言等を行う上で市民の意思を確認するため、担当区域での意見聴取、取りまとめを行っている。 ・市の広報やホームページに行政区長の一覧を掲載し、市民に対して市政に対する助言や要望等について気軽に相談してもらうよう周知を行っている。
<p>(4) 保健、福祉、環境及び安全に関し、助言等を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の公民館への避難者の受入れ <ul style="list-style-type: none"> ・公民館が指定避難所となった場合や自主避難を希望する住民がいる場合に、避難所の開設や住民の受入れ等、市職員とともに各区の実情にあった避難所運営を行っており、夜間や休日に発生した場合でも対応を行っている。 ・令和6年8月28日から8月30日にかけての台風10号発生時には、14公民館で避難所を開設し避難者の受入れを行っている。(牛頸、若草、平野台、つつじヶ丘、南ヶ丘1区、南ヶ丘2区、中、釜蓋、下大利、東大利、下大利団地、瓦田、月の浦、雑餉隈町) ●敬老の日記念事業の祝い金、祝い品配付 <ul style="list-style-type: none"> ・永年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対して敬老の意を表し、その長寿を祝うことで高齢者福祉の向上に寄与することを目的に敬老の日記念事業を行っている。 ・令和6年9月に、市からの祝い金、祝い品の配付方法について助言や調整等を行い、祝い金対象者12,890名、祝い品対象者500名へ配付を行っている。 ・敬老の日記念事業を実施するため、個人情報の管理を徹底した上で高齢者名簿の貸与を受け、事業を行っている。 ●共同住宅等建設時の周辺住民への説明の助言 <ul style="list-style-type: none"> ・業者からの共同住宅等建設計画の事前説明を受けて、周辺住民への説明範囲を業者と相談して決定している。また、近隣住民からの問合せ対応を行っている。

		<ul style="list-style-type: none"> ●道路等に関する要望等 <ul style="list-style-type: none"> ・土木施設（舗装・側溝、下排水等）の新設・改良工事の要望を行っている。 ・道路占用工事案内の回覧を随時行っている。 ●ごみ収集等の取りまとめ、周知 <ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ置場の変更や新規回収依頼等、取りまとめ及び周知を行っている。 ・ごみ収集休み、振替、特別収集の回覧を行っている。 ・お盆のお供物収集場所の決定を行っている。 ・有害ごみボックスの設置管理を行っている。 ・市民へのごみの出し方の指導を行っている。
	<p>(5) コミュニティづくりに関し、助言等を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市のコミュニティ施策の基盤となるシン・コミュニティ構想策定時には策定に際して助言や意見の聴取を行っている。 ・日頃からシン・コミュニティ構想の推進に関する市のコミュニティ施策に助言等を行っている。令和6年8月から令和7年7月の間にプロジェクトチームによる協議を合計8回行い、地域の情報発信を活発にするための検討や公民館を利用した地域活動の活性化方法等について検討を行っている。 ・令和7年6月に市から各行政区長に、行政区の抱える問題や課題等に関する調査を行い、地域の担い手確保やデジタル化等に関する課題を取りまとめ提出している。
	<p>(6) 社会貢献表彰等の推薦に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年5月に市から各行政区長に推薦依頼を行い、地域自治活動や地域福祉推進員の活動等を確認して、地域活動奨励賞や社会功労表彰の対象者として、19区から合計70名の推薦を行っている。
	<p>(7) その他市長が特に必要と認めること。</p>	

カ 行政区長報酬の支給状況（令和6年8月から令和7年7月まで）

1 通目の請求書に記された、過去一年間（令和6年8月から令和7年7月まで）の行政区長報酬の支出に係る資料を確認したところ、条例第4条並びに条例施行規則第2条第2項及び第4条の規定に基づき、支出事務は適正に行われており、不備は認められなかった。

なお、行政区長報酬の支給状況は以下のとおりである。

支給日	内容	合計金額	備考
R6.8.15	令和6年7月分	2,885,000円	令和6年度の報酬額は、R6.3.31時点の各行政区世帯数を基に算出。
R6.9.17	8月分	2,885,000円	
R6.10.15	9月分	2,790,000円	9月に逝去された区長Aの報酬（95,000円）は支給事務を保留。
R6.11.5	9月分	95,000円	区長Aの報酬を相続人に支払ったもの。
R6.11.15	10月分	2,860,217円	区長Aの後任者として、区長Bが月の途中で就任したため、日割計算となったもの（70,217円）。
R6.12.16	11月分	2,885,000円	
R7.1.15	12月分	2,885,000円	
R7.2.17	令和7年1月分	2,885,000円	
R7.3.17	2月分	2,885,000円	
R7.4.15	3月分	2,885,000円	
R7.5.15	4月分	2,889,995円	3月分の支給額との差は、R7.3.31時点の各行政区世帯数を基に算出した令和7年度の報酬額との差によるもの。また、行政区長交代による日割計算の端数処理によって、5月分の報酬額との差が生じている。
R7.6.16	5月分	2,890,000円	
R7.7.15	6月分	2,890,000円	
合計		34,610,212円	

(3) 監査委員の判断

住民監査請求制度は、住民が地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等があると認めるときに監査委員に監査を求め、地方公共団体の自治的、内部的処理によって当該支出等を防止若しくは是正し、又はこれらによって生じる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とするものである。請求人は、違法又は不当な公金の支出の根拠として、1通目の請求書において「井本宗司市長は、本来ならば改正地方公務員法に則り特別職非常勤職員に該当しない行政区長の任用を廃止すべき」と主張しているのです、このことについて判断する。

マニュアルは、本書 p.9 ((2)、ア) に記載するとおり、改正法の運用上の留意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項を定めたものである。また、本書 p.10 ((2)、イ) に記載するとおり、マニュアル(第2版・平成30年10月) p.55 の問2-7には、「地方公共団体と地区住民の連絡調整を行う「区長」を特別職として任用することは適当でなく、「区長」について地方公務員として任用するのであれば一般職とすべきであるが、地方公務員として任用するのではなく、文書の回覧・配布などといった業務について委託することも考えられる。」旨、記されている。

市の行政区長は、規則第5条に規定するとおり、地域住民との連絡調整のみならず、市政に対する助言等も職務としており、総務省が想定する区長の役割(地域住民との連絡調整を行うもの)よりも広範囲の職務を担っていることが認められ、市の「市行政区長は改正地方公務員法第3条第3項第3号に規定する顧問、参与ないしこれらに準ずる者に該当する。」という判断には、一定の合理性が認められる。

しかし、本書 p.11 に記載するとおり、マニュアル(第2版・平成30年10月) p.13 には、特別職非常勤職員に該当する職が整理されており、助言に該当する職種等に「行政区長(または区長)」は記されていない。市の判断に合理性が認められたとしても、「顧問」や「参与」という職ではなく「行政区長」として委嘱していること、また、「行政区長」の職務に「顧問」や「参与」としての実態が認められたとしても総務省が想定する区長の役割が職務に含まれていることに鑑みれば、行政区長を特別職非常勤職員と位置付け、任用していることが法的に問題があると評価され得る余地があることは否定できない。

一方、本書 p.10 ((2)、ア)に記載するとおり、運用通知及び準備通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものである。また、本書 p.13 ((2)、ウ、(ウ))に記載するとおり、福岡県からの通知も地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものである。地方自治法第247条第3項の規定(国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。)によって、技術的助言の非権力性ないし非拘束性が担保されているように、技術的助言には法的拘束力はなく、技術的助言に従わないことが必ずしも違法性を生じさせるものではないと解されている。

これらのことから総合的に判断すると、監査委員としては、市が行政区長を特別職非常勤職員として任用していることは、法的に問題があると評価され得る余地があることは否定できないと判断するが、違法性の有無については断定することはできない。したがって、主文のとおり本件請求を棄却する。

第4 意見

監査の結果としては以上のとおりであるが、住民監査請求制度は、請求に係る事実の違法、不当を地方公共団体の自治的、内部的処理によって防止、是正させることを目的とするものである。市が行政区長を特別職非常勤職員として任用していることの違法性の判断はできないが、行政区長の身分そのものに対して市民から疑念を抱かれることは、責任をもって職務を遂行されている行政区長の誇りを傷つける恐れがある。現在の行政区長の職務に公益上の必要性は十分に認められると考えるものの、監査対象部局においては、本件請求を真摯に受け止め、十分に検討されることを要望する。

令和7年9月30日

大野城市監査委員 中村明彦
大野城市監査委員 松田美由紀